

財務諸表に対する注記

1 継続組織の前提に関する注記

該当ありません。

2 重要な会計方針

本会は、公益法人会計基準(新・新会計基準)に従って、財務諸表を作成しています。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…… 購入時の取得価額によっております。なお、取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しいため、償却原価法は採用していません。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当ありません。

(3) 固定資産の減価償却の方法

該当ありません。

(4) 引当金の計上基準

該当ありません。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式を採用しています。

3 会計方針の変更

該当ありません。

4 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
預 金	15,005,000		15,000,000	5,000
投資有価証券	149,995,000	15,000,000		164,995,000
小 計	165,000,000	15,000,000	15,000,000	165,000,000
特定資産				
育英奨学積立資産	82,099,402	33,755,779	10,060,000	105,795,181
小 計	82,099,402	33,755,779	10,060,000	105,795,181
合 計	247,099,402	48,755,779	25,060,000	270,795,181

5 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
預 金	5,000	(0)	(5,000)	—
投資有価証券	164,995,000	(0)	(164,995,000)	—
小 計	165,000,000	(0)	(165,000,000)	—
特定資産				
育英奨学積立資産	105,795,181	(105,795,181)	(0)	—
小 計	105,795,181	(105,795,181)	(0)	—
合 計	270,795,181	(105,795,181)	(165,000,000)	—

6 担保に供している資産

該当ありません。

- 7 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	130,000	117,000	13,000
合 計	130,000	117,000	13,000

- 8 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
該当ありません。

- 9 保証債務等の偶発債務
該当ありません。

- 10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりです。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
基本財産			
北海道債			
H30年度第8回（10年）	20,000,000	19,966,000	△ 34,000
H30年度第17回（5年）	20,000,000	20,000,000	0
H30年度第17回（5年）	20,000,000	20,000,000	0
R4年度第2回（5年）	15,000,000	14,934,000	△ 66,000
札幌市債			
H25年度第4回（10年）	49,995,000	50,082,250	87,250
H30年度第10回（5年）	10,000,000	10,000,000	0
R4年度第6回（5年）	30,000,000	30,048,000	48,000
合 計	164,995,000	165,030,250	35,250

- 11 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
該当ありません。

- 12 基金及び代替基金の増減額及びその残高
該当ありません。

- 13 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
特定資産取崩額	10,060,000
特定資産受取利息	1,510
合 計	10,061,510

- 14 関連当事者との取引の内容
該当ありません。

- 15 重要な後発事象
該当ありません。

- 16 その他
該当ありません。

附属明細書

1 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記4に記載しているため、省略しています